## 第1号様式(日本産業規格A列4番)

#### 移動等円滑化取組計画書

2023年 6月 30日

住 所 静岡市葵区宮前町 28 番地

事業者名 しずてつジャストライン株式会社

代表者名 取締役社長 三浦 孝文

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

### I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 車両等の整備に関する事項

当社の保有する乗合バス車両において 2022 年度末時点のノンステップバス導入率 は 62.1%です。今後も車両の更新と併せてノンステップバスの導入を推進する。 ※ワンステップを含んでの低床タイプ車両率は、82.1%となります。

(2)旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」の内容を踏まえた 社員教育の継続実施

### Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)				
設及び車両等					
ノンステップバス	大型ノンステップバス(新車)を毎年 10 台目標に導入する。				

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用方法の周知	乗車方法についてウェブサイトなどを通じて周知を行うと共に
	検索システムやバス停においての情報提供方法について改善点
	があれば改修を行う。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

● 同間は、降音音等が名人大地域内を利用して移動するに必に必要となる情報や提供				
対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)			
情報提供の拡充	<ul> <li>●車外入口付近にアイコン表示を設置し、車両毎の仕様状況を提供。</li> <li>●車外行先表示機に白色LED化(一部カラー)を推進し、視認性の向上を図ります(2016年より導入し、継続して推進する)。</li> <li>●ウェブサイトにて、バスロケーションシステムを活用した運行情報を掲載しております。地図上でバスの位置や運行状況(遅れ・到着予測時間)、車両タイプが確認できます。</li> </ul>			

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接客研修の実施	●乗務員に対して、高齢者・障碍者への声かけ・乗降支援に関する研修(座学・実技)を定期的に実施する。 2020年度より、バス運転士の技能向上を目的に「技能判定制度」 を導入、運転技能の他にも車イスの乗降方法、接遇項目も設け、 運転士の意識向上を図っている。
障碍者当事者が参 画する研修の実施	障碍者当事者を招いての法令・旅客支援に関する研修を実施。

Ш	移動等円滑化の	促進のためⅡ	と併せて講ずべき措置
---	---------	--------	------------

利用者からの意見(ウェブサイト・電話)を社内で共有し、改善するために教育訓練への取り組みなどに活用する。

# IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変更内容	理由

V その他計画に関連する	る事項
--------------	-----

注 1	IVには、	Ⅱについ	て前年度とは	比較して記入	すること。	なお、	該当する対	策が複
	数になる場	合には、	新たに欄を認	设けて記入す	ること。			

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。